

【申請前に必ずお読みください】

**神戸市内企業住宅手当等支援補助金
～こうべ「住む×働く」若者応援補助金～**

募集要領

【申請受付期間】

令和6年12月20日（金）まで

2024年6月13日版

目次

1. 概要	1
(1) 目的	1
(2) 補助の概要	1
(3) 申請等の流れ	2
2. 対象事業者	3
(1) 対象事業者	3
(2) 対象外の事業者	4
3. 交付要件及び対象従業員	5
(1) 交付要件	5
(2) 対象従業員	5
(3) 加算対象従業員	6
(4) 交付対象外となる住宅	7
4. 補助対象期間	7
5. 交付額	7
(1) 交付額の算定の基礎となる対象経費の考え方	7
(2) 補助金交付額	8
(3) 計算方法・事例	8

6. 申請手続き	9
(1) 申請期間	9
(2) 申請方法	9
(3) 提出書類	10
7. 不正受給への対応	12
8. お問い合わせ	13

1. 概要

(1) 目的

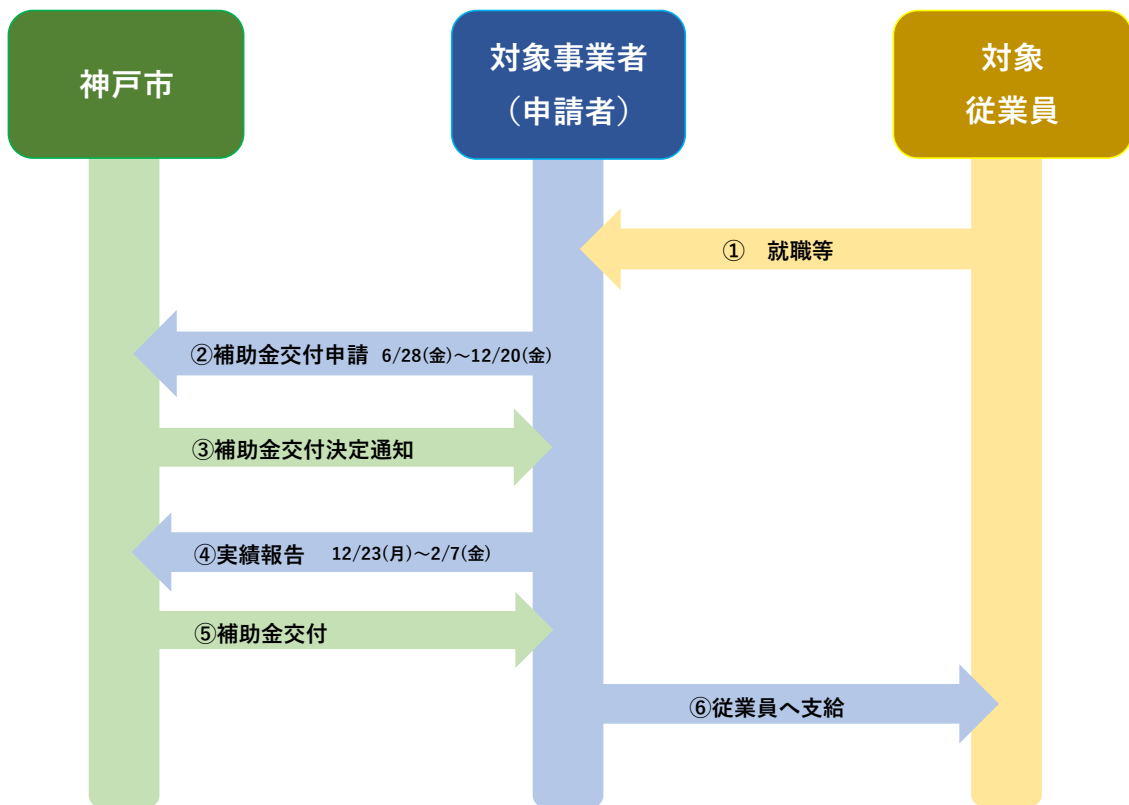
少子高齢化による生産年齢人口の減少に加え、コロナ禍後の企業の人材獲得意欲の増大により人材確保が困難となっている状況に対し、市内企業の福利厚生制度の充実と若年従業員の経済的負担の軽減を図ることで、市内企業の人材確保及び若者の市内居住促進を目指す。

(2) 補助の概要

本補助制度は、住宅支援を実施している市内中小・中堅企業者を通じて、若手従業員に住宅手当等を上乘せ補助します。

対象事業者	従業員に対する住宅支援制度を有する神戸市内中小・中堅企業者
対象従業員	市内に在住する、就職後3年以内で、30歳未満の従業員
補助金 交付額	①企業が対象従業員に支給する住宅手当の1/2（月額上限1万円） ②企業が対象従業員のために宿舍として借り上げた住宅の借り上げ費用から従業員負担分を除いた経費の1/2（月額上限1万円） ③一部地域については、住宅手当等の2/3（月額上限1.4万円）
受付期間	令和6年6月28日（金）から12月20日（金）まで ※申請が予算に達し次第終了

(3) 申請等の流れ



- ① 対象従業員が市内事業者に就職し、神戸市内に居住
- ② 対象事業者（以下、「申請者」という。）は、補助金交付申請書と添付書類を神戸市に提出
- ③ 神戸市において内容を審査し、申請者に補助金交付決定通知を送付。
- ④ 申請者は、神戸市に実績報告書類を提出。
- ⑤ 神戸市において内容を審査の上、補助金額を確定し、申請者に補助金を交付。
- ⑥ 申請者から、対象従業員に交付額と同額を支給

※神戸市と申請・通知のやりとりは基本的にオンラインで行います。

※それぞれの必要な書類については、P.10~11「提出書類」をご確認ください。

2. 対象事業者

(1) 対象事業者

以下①～⑥の全ての要件に該当する事業者

- ① 法人の場合は、神戸市内に本店を置くこと（正社員の採用、社員の給与等勤務条件の決定権限を有する部署がない登記簿上だけ所在するものは除く）。個人の場合は、主たる事業所を有すること。
- ② 中小企業者または中堅企業者であること。（※1～※3）
- ③ 従業員に住宅手当を支給、または宿舎として居室を借り上げている事業者であること。
- ④ 神戸市税（法人にあっては法人市民税を、個人事業主にあっては個人市民税をいう。）の納税義務者（非課税・課税免除・減免等となる者を含む。）であること。
- ⑤ 神戸市市税条例に定める市税の滞納および未申告の市税がないこと。
- ⑥ 雇用保険適用事業所及び労働者災害補償保険適用事業所であること。ただし、暫定任意適用事業に該当する場合は、この限りではない。

※1 中小企業者および中堅企業者とは、以下の表の者をいう。

業種	定義
製造業、建設業、 運輸業、ソフトウェア 業又は情報処理サー ビス業、その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人事業主
サービス業(ソフトウェア 業又は情報処理サー ビス業を除く)・小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人事業主

※ 2 会社とは、本補助金制度上、以下の表の法人をいいます。

会社法上の会社等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 ・合名会社 ・合資会社 ・合同会社 ・(特例) 有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)
士業法人	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士法に基づく弁護士法人 ・公認会計士法に基づく監査法人 ・税理士法に基づく税理士法人 ・行政書士法に基づく行政書士法人 ・司法書士法に基づく司法書士法人 ・弁理士法に基づく特許業務法人 ・社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 ・土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

※ 3 上記の他、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 23 項に規定する企業組合など、会社以外の法人格も対象となる場合があります。詳しくは、FAQ を参照ください。

(2) 対象外の事業者

以下の①～⑧のいずれかに該当する事業者は対象外です。

- ① みなし大企業（※）
- ② 労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表された事業者
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- ④ 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団又は暴力団員である者
- ⑤ 暴力団等と密接な関係を有する事業者
- ⑥ 暴力団等が経営に事実上参画している事業者
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者
- ⑧ その他、神戸市が補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断した事業者

※みなし大企業の定義（以下のいずれかに該当する事業者）

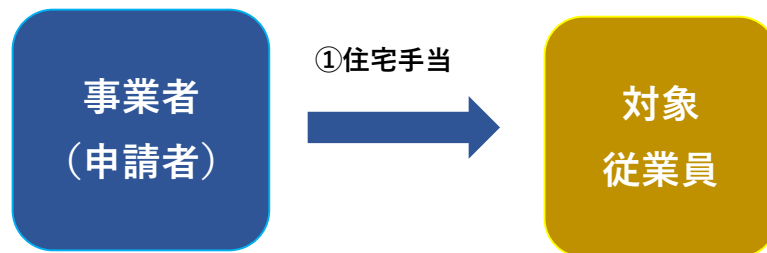
- ・発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大企業（中堅企業者を除く）の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上が複数の大企業（中堅企業者を除く）の所有に属している企業
- ・大企業（中堅企業者を除く）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている企業

3. 交付要件及び対象従業員

(1) 交付要件

対象従業員に対して、住宅手当（民間賃貸住宅の家賃補助）を支給している、または対象従業員の宿舎として民間賃貸住宅を借り上げ、居住させていること。

①事業者が住宅手当を支給



②事業者が宿舎として民間賃貸住宅を借り上げ



(2) 対象従業員

以下①～⑧の全ての要件に該当する従業員

- ① 神戸市に住民登録していること。
- ② 神戸市内に所在する従業員本人名義で契約した民間賃貸住宅、または対象事業者が提供する宿舎に入居していること。
- ③ 雇用期間の定めのない正社員として雇用されていること。
- ④ 申請年の4月1日において、雇用された日から3年未満であること。ただし、補助期間中に、3年を満了する場合は、3年を満了する月までを対象とする。なお、途中で対象事業者を採用された従業員は、採用された日の属する月の1日に採用されたものとみなす。
- ⑤ 申請年の4月1日において、30歳未満であること。ただし、補助事業期間中に、30歳となる場合は、30歳となる月までを対象とする。
- ⑥ 申請年の12月末日において、申請日と同じ市内企業に在籍していること。

- ⑦ 対象事業者（法人にあってはその代表者）の2親等以内の親族でないこと。
- ⑧ 対象事業者に雇用される以前に、本補助金を受給したことがないこと。
- ⑨ 国又は地方公共団体が実施する本補助金に類する補助金を受給していないこと。

(3) 加算対象従業員

対象従業員のうち、以下①②のいずれかの要件に該当する従業員については、加算対象従業員とする。

- ① 北区・長田区・須磨区・垂水区・西区に居住している者。
- ② 東灘区・灘区・中央区・兵庫区のうち、次の小学校区に居住している者。

区名	小学校名	校区（対象となる住所）
東灘区	渦が森小学校	渦森台 1～4、鴨子ヶ原 2、鴨子ヶ原 3（但し 32 番を除く）、住吉台、住吉山手 1～3、住吉山手 4（但し 12 番 50 号・13 番 1～12 号・17 番を除く）、住吉山手 5～9、本山町田中
灘区	六甲山小学校	六甲山町
灘区	鶴甲小学校	大月台、篠原台、水車新田、鶴甲 1～5、六甲台町（但し 1 番 2 号を除く）
中央区	義務教育学校港島学園(前期課程)	神戸空港、港島 1～9、港島中町 1～8、港島南町 1～7
兵庫区	神戸祇園小学校 （「祇」は「ネ」偏に「氏」）	（中央区） 楠町 1～8、橘通 1～2、多間通 1～2、元町高架通（うち 2 番 314～321 号・3 番 314～321 号） （兵庫区） 荒田町 1（うち 1～19 番）、荒田町 2～4、石井町 1～8、梅元町、上祇（「祇」は「ネ」偏に「氏」）園町、上三条町、烏原町、神田町、五宮町、山王町 1～2、下祇（「祇」は「ネ」偏に「氏」）園町、下三条町、大同町 1～3、千鳥町 1～4、都由乃町 1～3、天王町 1～4、馬場町、平野町、湊山町、矢部町、雪御所町
兵庫区	和田岬小学校	今出在家町 1～4、笠松通 5～10、上庄通 1～3、小松通 2～6、遠矢町 1～2、遠矢浜町、浜山通 1～6、御崎本町 1～4、三石通 1～3、吉田町 1、吉田町 2（うち 2 番 2 号・3 号（東部）・8 号・15～23 号）、和田崎町 1～3、和田宮通 2～8

兵庫区	浜山小学校	金平町 1～2、材木町、高松町、浜中町 1～2、御崎町 1～2、吉田町 2（うち 2 番 2 号・3 号（東部）・8 号・15～23 号を除く）、吉田町 3
兵庫区	夢野の丘小学校	（兵庫区） 菊水町、北山町、熊野町、小山町、清水町、滝山町、大同町 4～5、東山町、氷室町、鶴越筋、鶴越町、湊川町、夢野町、 （長田区） 滝谷町、長田天神町 3、房王寺町 6～7

（４）交付対象外となる住宅

以下の住宅は交付対象外です。

- ① 対象事業者（法人にあっては代表者を含む）が所有する住宅（社宅・寮ほか）
- ② 対象従業員の 2 親等以内の親族が所有する住宅
- ③ 公営住宅（神戸市営住宅及び・神戸市に所在する兵庫県営住宅）

※ 公社賃貸住宅、UR 賃貸、シティハイツ（特別市営住宅） は対象となります。

4. 補助対象期間

補助対象期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日

5. 交付額

（１）交付額の算定の基礎となる対象経費の考え方

① 住宅手当を支給する場合

原則、補助対象期間中に、対象従業員に実際に支払った住宅手当が対象になります。

② 宿舍を借り上げて居室を提供する場合

補助対象期間中に、対象従業員が宿舍の使用料を負担した月が対象となります。

なお、算定の基礎となる経費は、対象事業者が宿舍として借り上げる居室にかかる賃借料（共益費、管理費、礼金、更新料、消費税は除く）から、対象従業員が本居室を使用するための費用として自己負担する額を控除した額（以下、「企業負担額」という。）です。

(2) 補助金交付額

- ① 対象事業者が補助対象期間内に対象従業員に支給する住宅手当の 1/2
(月額上限 10,000 円/人)
- ② 企業負担額の 1/2 (月額上限 10,000 円/人)
- ③ 加算対象従業員については、上記①における住宅手当、または上記②における
企業負担額の 2/3 (月額上限 14,000 万円/人)
- ④ ①～③いずれの場合においても、対象従業員が自ら契約して支払う賃借料から
住宅手当を除いた自己負担額、または対象事業者が提供する宿舎にかかる自己
負担額が上限になります。
- ⑤ ①～④の額で、対象従業員 (加算対象従業員含む) ごとに交付額を計算し、
申請年の合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

(3) 計算方法・事例

① 対象従業員 (全市)

NO	事例	①住宅手当額(月額) 又は 借上住宅家賃(月額) (本人負担除く)	②月数	③ $(① \times 1/2) \times ②$ (月額上限10,000円)	④ 交付額 (③から1,000円未満切捨て)
①	住宅手当を4月から支給 (家賃50,000円)	14,500円	9か月	65,250円	65,000円
②	住宅手当を4月から支給 (家賃50,000円)	30,000円	9か月	90,000円	90,000円
③	住宅手当を10月から支給 (家賃50,000円)	14,500円	3か月	21,750円	21,000円
④	住宅手当を10月から支給 (家賃50,000円)	30,000円	3か月	30,000円	30,000円
⑤	住宅手当を4月から支給 (家賃50,000円)	43,000円	9か月	63,000円 (従業員負担額が上限)	63,000円
⑥	借上住宅の従業員負担金を4月から徴収 (家賃80,000円、従業員負担30,000円)	50,000円	9か月	90,000円	90,000円
⑦	借上住宅の従業員負担金を4月から徴収 (家賃50,000円、従業員負担5,000円)	45,000円	9か月	45,000円 (従業員負担額が上限)	45,000円

② 加算対象従業員 【3(3)参照】

NO	事例	①住宅手当額(月額) 又は 借上住宅家賃(月額) (本人負担除く)	②月数	③ $(① \times 2/3) \times ②$ (月額上限14,000円)	④ 交付額 (③から1,000円未満切捨て)
①	住宅手当を4月から支給 (家賃50,000円)	14,500円	9か月	87,000円	87,000円
②	住宅手当を4月から支給 (家賃50,000円)	30,000円	9か月	126,000円	126,000円
③	住宅手当を4月から支給 (家賃50,000円)	43,000円	9か月	63,000円 (従業員負担額が上限)	63,000円
④	借上住宅の従業員負担金を4月から徴収 (家賃80,000円、従業員負担30,000円)	50,000円	9か月	126,000円	126,000円
⑤	借上住宅の従業員負担金を4月から徴収 (家賃50,000円、従業員負担5,000円)	45,000円	9か月	45,000円 (従業員負担額が上限)	45,000円

6. 申請手続き

(1) 申請期間

- ・交付申請：2024年6月28日（金）9：00～12月20日（金）
申請が予算に達し次第終了
- ・実績報告：2024年12月23日（月）～2025年2月7日（金）

(2) 申請方法（オンライン）

- ・2024年6月28日（金）9:00よりオンライン「e-KOBE(スマート申請システム)」により申請を受け付けます。※事業者アカウントの登録は事前に実施可能です。
- ・申請方法は「e-KOBE(スマート申請システム)マニュアル」をご覧ください。
- ・マニュアル等は以下の「神戸市内企業住宅手当等支援補助金」のホームページからダウンロードできますのでご覧ください。

■「神戸市内企業住宅手当等支援補助金」ホームページ

URL：<https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/jutakuteate.html>

■「e-KOBE(スマート申請システム)」

URL：<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>

- ・オンライン申請が困難な場合は、下記までご連絡ください。

TEL：050-5527-8658

※電話対応は、土日祝を除く8:45～17:30（12:00～13:00を除く）

(3) 提出書類

① 交付申請

(事業者ごとに提出が必要なもの)

a	<input type="checkbox"/> 交付申請書 ※オンラインで直接入力
b	<input type="checkbox"/> 宣誓・同意書 ※オンラインで直接入力
c	<input type="checkbox"/> 【法人の場合】 登記事項証明書（現在事項証明書または履歴事項証明書） <input type="checkbox"/> 【個人事業主の場合】 確定申告書、営業許可証、開設届、美容所検査確認証など公的機関の許認可書類の写し または開業届（監督官庁の受領印があるもの）の写し のうちいずれか1点
d	<input type="checkbox"/> 【住宅手当支給の場合】 手当等の支給根拠となる就業規則、賃金規程等の写し <input type="checkbox"/> 【宿舍借上げの場合】 宿舍に入居する際の対象従業員自己負担額等がわかる社内規定・説明文等の写し
e	<input type="checkbox"/> 通帳等、振込先口座及び口座名義人が確認できる書類
f	<input type="checkbox"/> 【法人の場合】最新の神戸市の法人市民税 納税証明書（3か月以内に発行されたもの） <input type="checkbox"/> 【個人事業主の場合】最新の神戸市の個人市民税 納税証明書（3か月以内に発行されたもの）

(対象従業員ごとに提出が必要なもの)

h	<input type="checkbox"/> 対象従業員の雇用契約書(又は雇入れ通知書)の写し
i	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
j	<input type="checkbox"/> 官公署が発行した対象従業員の生年月日及び住所が確認できる書類の写し ※住民票、運転免許証等
k	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し ※事業者が宿舍を借り入れている場合は、当該賃貸契約書

② 変更申請・廃止申請

【変更承認申請】 … 交付決定後、決定内容を変更したい場合 【オンラインで申請】	
※ 原則として交付決定額と実績報告額は同額である必要があります。 事情等により金額が変更となった場合(住宅手当額や宿舍の負担額の変更、対象従業員の転居など)に変更承認申請が必要となりますので、個別にお問合せください。	
【注意事項】	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに採用するなど、追加の従業員がいる場合は、交付申請時のh.i.j.kの添付が必要です。 ・申請した従業員のうち途中退職された方がいる場合は、実績報告時に報告してください。 変更承認申請は必要ありません。 ・ただし、上記の場合でも、申請した従業員の全てが途中退職された場合は、廃止承認申請が必要です。
【廃止承認申請】 … 交付決定後、補助申請を辞退したい場合 【オンラインで申請】	

③実績報告

a	<input type="checkbox"/> 実績報告書 ※オンラインで直接入力
b	<input type="checkbox"/> 【住宅手当支給の場合】 手当等の支給実績確認のための賃金台帳・給与明細書等 【宿舍借り上げの場合】 4～12月分家賃の支払実績のわかる資料(領収書、口座の写し等) 4～12月分の対象従業員の自己負担額の実績がわかる資料(給与明細書、領収書の写し等)

④その他

【注意事項】	<ul style="list-style-type: none">・ 申請の内容により随時、市から追加の必要書類を依頼させていただきます。スムーズな審査にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。・ 1事業者につき1度の申請しかできません。
--------	--

7. 不正受給への対応

提出された申請情報、対象従業員への補助金支給について、不審な点がみられる場合、調査を行うことがあります。調査を行った後、不正受給に該当することが判明した場合は、以下の措置を行います。

- ①補助金の全額に加算金等を加えた額の返還請求を行います。
- ②申請者の法人等の公表を行うことがあります。
- ③不正の内容等により、補助金の受給に関し犯罪事実があると思料するときは、不正に補助金を受給した申請者を告訴・告発します。

8. お問い合わせ

神戸市内企業住宅手当等支援補助金運営事務局

(受託事業者：パーソル テンプスタッフ株式会社)

TEL : 050-5527-8658

メールアドレス : kobe_keizaikankou_hojyokin@os.tempstaff.jp

※電話対応は、土日祝を除く 8:45～17:30 (12:00～13:00 を除く) となります。